

社員紹介プランでの払戻金について

特定非営利活動法人 KANAERU

〒612-0876 京都府京都市伏見区深草西伊達町 88 番地 3

許可番号 26-ユ-300642

社員紹介プランでの払戻金

- ・一カ月で退職 払戻金 100%
- ・二カ月で退職 払戻金 50%（実質発生しない）
- ・三カ月で退職 払戻金 30%

※上記は本人都合の退職に限ります。

※本人へのお給料は払戻金の対象とはなりません。